

第1章 施設整備の基本的な考え方

1 小・中学校整備方針（以下「整備方針」という。）の位置づけ

- (1) 整備方針は、全ての区立小・中学校の改築を対象とする。
- (2) 整備方針は、学校を改築するにあたり、共通して考慮すべき事項、整備のすすめ方、施設の構成、整備の留意点等を明らかにするものである。

2 整備に向けた4つの視点

- (1) 基礎的・基本的な学力の定着と個性を伸ばす教育環境の整備（学習空間の充実）

基礎的・基本的な学力を身につけるきめ細かな指導を行うため、習熟度や興味・関心等に応じた少人数授業やチームティーチング等、多様な学習展開に対応する施設整備をすすめる。

その上で、児童・生徒の個性や能力を活かし伸ばす環境や、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を促す工夫のある整備をする。

また、インクルーシブ教育システムの構築に資するため、北区特別支援教育推進計画等を踏まえた特別支援教育に対応した施設整備を図る。

- ① 多様な授業や学級活動の展開が行えるオープン型教室の採用（小学校）
- ② ホームルームとなる普通教室の良さを活かしつつ、特別教室を充実させる方式の導入（中学校）
- ③ 設備・教具の多様化に対応した収納スペースや教室空間の確保
- ④ 校内LAN等、ICT環境を充実した教室整備
- ⑤ 児童・生徒の個々の教育的ニーズに応じた適切な施設整備や、障害の有無を問わず利用できるスペースの拡大等特別支援教育に対応した施設の充実
- ⑥ 学校図書館の充実
- ⑦ 体育施設の充実

(2) 安全とうるおいをもたらす施設環境の実現（生活空間の充実）

学校は、児童・生徒にとって「学びの場」であるとともに「生活の場」であることから、安心して有意義な学校生活を過ごすことができるよう防犯や施設の安全性に配慮した施設整備を図る。

また、障害の有無を問わず、安全に施設を利用できるよう積極的にユニバーサルデザインを導入するとともに、児童・生徒が授業の合間に友人と語り合い気分転換をしたり、悩みを相談し受け止める場を確保する等、豊かでうるおいのある空間づくりを工夫する。

さらに、太陽光利用や雨水等自然エネルギーの利用や校内緑化を積極的に推進し、環境教育にも活用する環境と調和のとれた学校施設「エコスクール」を目指す。

- ① 児童・生徒が安心して学校生活を送れる危機管理機能の充実（防犯カメラ、校内電話の整備、出入口のオートロック、学校110番、緊急地震速報の一斉放送等）
- ② 施設の安全性の充実
- ③ だれもが使いやすいユニバーサルデザインの導入
- ④ 相談機能の充実
- ⑤ 地球環境に配慮した施設整備と環境教育への活用等
- ⑥ 施設環境の充実（室内環境の快適性の向上、いこいの場の整備）

(3) 北区学校ファミリーの推進と地域スポーツ活動、コミュニティや防災の拠点としての施設整備（地域との連携の充実）

学校と幼稚園や学校間の連携に加え、学校と家庭、地域を含めたネットワークの形成を図る北区学校ファミリーの推進や、学校教育活動を支えるPTA、青少年委員会、ボランティア団体等、各種団体の活動の場として機能させる。

また、生涯学習活動の場として地域のスポーツ活動の推進やコミュニティ活動の拠点として学校を利用することを前提に整備する。

さらに、学校は地域の防災拠点、避難所としての役割を担う施設として、災害時の対応に配慮した施設整備をすすめる。

- ① 北区学校ファミリー事業を推進するための施設整備
- ② 地域、保護者、学校の協働の場となる部屋の確保
- ③ 地域開放に配慮した施設配置及び整備
- ④ 避難所機能の充実
- ⑤ 放課後子ども総合プランに基づく児童の安全・安心な居場所の確保

(4) 社会環境の変化に対応できる可変性の高い施設整備（社会環境への対応）

教育活動の変化や、地域の拠点としての役割の変化、あるいは児童・生徒の増加や減少に対応するため、長期的な視点を持った施設整備を行う。

また、長く使いこなすことを考慮して、長寿命化改修や適切な維持管理がしやすい設備設計を行うことが重要である。

さらに、学校施設を改築するに限らず、長寿命化改修においても、この整備方針に留意しつつ、適切な改善を図る必要がある。

なお、教育環境の充実を図るため、グラウンドの面積が学校設置基準を大きく下回る場合には、敷地拡張の可能性を検討する。

- ① 変更しやすい諸室の区画や仕上げの採用、建物構造や設備の導入
- ② 汎用性の高い設えの工夫
- ③ 必要に応じて増減築を想定した建物計画
- ④ 維持管理業務の外部化を前提とした管理諸室配置
- ⑤ 敷地拡張の可能性調査